

報告書要旨

1 本件の問題点

- (1) 本件については、市とセンターとの間の委託料は、会員に対する労働賃金を根拠として算定される。業務内容によっては、見積時に想定していた労働時間と、実際にかかった労働時間との間に差が生じるため、最終的な委託料は、当初の契約金額（見積金額）と異なってくる。本事業でも当初の想定よりも短い労働時間で業務が完成したものが多い。

この場合、最終的にかかった労働時間を基に、会員に対する労働賃金を計算し、実績報告を行う必要（精算）があるのだが、センターは、この精算を行わず、労働時間を水増しした虚偽の実績報告を作成し、市に対し、契約金額通りの請求を行っていた。この差額は会員に対し、「仮払い」として支払われたものもあれば、センターに残ったままのものもある。

- (2) また、本事業は新規雇用を促進することを目的とするところ、労働者については一定の割合で新規雇用者とする要件があった。ところが、センターでは新しい人材を確保できず、新規雇用者の要件を満たすことができなかった。そこで、以前から本事業に従事している会員の親族の名義を利用し、あたかもその親族が新規雇用者として労働に従事しているかのような外観を作出する「名義貸し」が認められた。

これは新規雇用創出事業の趣旨に反するものであり不当であると考える。

- (3) 本委員会では、主に上記2点を不当行為と認め、この点について補助金が充てられることについては不相当と判断する。本事業のうち、補助金が充てられることが不相当と判断した金額は人件費として約800万円であり、諸経費をあわせると合計約1000万円となる。市は、この不相当と判断した金額につき、センターに対し精算を求めるとともに、県に対して補助金の返還をすべきと考える。
- (4) なお、「仮払い」について、センターの元職員から、市の職員もこのことを認識しており、市の職員が契約金額どおりの実績報告を提出しなければ実績報告を受領しなかったから、やむを得ずそのような手段をとったかのような発言も見受けられた。しかしながら、市の職員として敢えて契約金額に拘泥する理由はない。センターの元職員の上記発言は、市の職員とセンターの職員との間の意思疎通が不十分であったため、双方に誤解が生じていたことが原因と考える。

2 再発防止策

- (1) ただ、そうであれば、尚更、市の職員としては、当初の契約金額どおりの実績報告がなされることについて違和感を持たなければならなかったと考える。

この点について、十分精査しないまま、センターから提出された書類上に不備がないことのみを確認し漫然とセンターに対し委託料の支払いを行っていたことは、市の職員としての注意義務に欠けたと評価されてもやむを得ない。

- (2) 今後の市の改善策としては、委託事業であっても、委託先の事業遂行が適正に行われていることについて、市としての説明責任にも留意しつつ、公正性・透明性を確保するよう努めることが必要である。

具体的には、本件では、委託契約について管理指針を定めたり、随時、市職員においてセンターに対して調査を実施したり、あるいはセンターから中間報告を求めることが望ましかったと言える。委託契約において、中間での調査や報告が必須であると指摘するものではないが、少なくとも契約期間が6ヶ月、あるいは1年に亘るものについては、随時（抜打ち調査を含む）、現地の状況確認や労働時間等について調査を実施したり、委託先に対して随時、報告を求める等の対応を行うことが望まれる。

また、委託先とは、意思疎通を綿密に図り、委託内容が一義的にかつ実効的に実施されるよう、市としても協力していくことが望まれる。

- (3) 一方、センターに対しては、法人組織のガバナンスの徹底を求めたい。元事務局長を中心として、上記のような不当行為がなされたものであるが、相当数の理事、及び監事が存在するにもかかわらず、この不当行為が見抜けなかったことは、組織内の監査機能が全く働いていないと言わざるをえない。公益法人である以上、組織の公正性を図ることは不可欠である。外部組織による監査も念頭に、統治システムの構築を急ぐべきである。一部の職員に権限が集中しないよう、法人内で適切に意思決定を行われる組織の構築が求められる。

以 上